

阿久比町工事等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、阿久比町が発注する建設工事（設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント及び物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。）を含む。以下「建設工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって契約者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約金額が1件200万円を超える建設工事
- (2) 契約金額が1件100万円を超える業務等

(評定者)

第3条 前条第1号の評定者は、阿久比町検査要領第4条に定める検査員及び阿久比町監督要領第2条に定める監督員並びに監督員が所属する課の課長又は係長とする。

2 前条第2号の評定者は、阿久比町検査要領第4条に定める検査員及び阿久比町監督要領第2条に定める監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、契約ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、監督員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

(評定表の様式)

第5条 評定は、次の各号に掲げる建設工事又は業務等に係る評定は、当該各号の評定により行うものとする。

- (1) 第2条第1号の工事成績評定表 建設工事
- (2) 第2条第2号の委託業務成績評定表 業務等

(評定表の提出等)

第6条 評定者は、建設工事等の完了及び検査後、速やかに評定を行うものとする。

2 前項の評定を行ったときは、遅滞なく阿久比町指名審査会に提出するものとする。

(庶務)

第7条 評定に関する事務は、総務部検査財政課において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。